

ものづくり都市・京都の  
発展に繋がる  
京都拘置所及び京都運輸支局の  
敷地活用案

世界をリードする  
新たなイノベーションの  
創出拠点をめざして



京都市  
CITY OF KYOTO



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

## はじめに

京都市南部地域は、古くから、京都と大阪を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。

今、この地では、これまでの長い歴史の中で培われてきた知恵や技術、大学の知などを最大限にいかして多くの企業が活躍し、日々新たな活力が生まれています。

こうした南部地域のまちづくりの先導地区として位置付ける「らくなん進都」では、様々な取組により企業立地を促進してきた結果、新しい価値を生み出す企業や世界的なシェアを持つ企業などの集積が着実に進んできました。一方で現在、産業振興拠点としての魅力を更に高めるためのまとまった土地を確保することが難しいという課題に直面しています。

「らくなん進都」が、新しい京都を発信するものづくり拠点として一層輝きを増し、京都の経済活動を更に力強く牽引していくためには、これまでの常識にとらわれず、あらゆる可能性を追求していかねばならないとの考えの下、本市では、市有地に限らず、国有地等の活用も視野に入れ、国に対して京都拘置所及び京都運輸支局の移転をはじめとした有効活用の検討を強く要望しています。

京都拘置所は約2.7ha、京都運輸支局は約2haもの広大な敷地面積を有し、地下鉄及び近鉄の最寄り駅から徒歩5分、京都駅や高速道路の出入口にも近いなど、交通利便性が非常に高い場所にあります。両施設の敷地の活用は、「らくなん進都」はもとより、京都、さらには我が国の産業振興にとって大きな価値を生み出すものと確信しています。

両施設敷地の有効活用に向けては様々な課題もありますが、困難に立ち向かい、乗り越えていくことが重要です。今後、この活用案を国に提示し、より具体的に力強く国に働きかけるなど、市民・事業者、関連団体の皆様の御理解をいただきながら実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

# 目次

1 活用案の策定目的

1

2 活用案の位置付け

3

3 両施設の概要

4

4 らくなん進都のまちづくり

5

5 京都市南部地域及び両施設の敷地に対する事業者の皆様の評価

8

6 両施設敷地の可能性と活用の方向性

10

7 ものづくり都市・京都の発展に繋がる両施設敷地の活用案

12

8 活用案の実現に向けて

13

〈参考資料〉

14

# 1 活用案の策定目的

## (1) 京都市が京都拘置所及び京都運輸支局などの国有地の有効活用に取り組む趣旨

京都市は、内陸都市であり、市域の約75%が山林です。山林部においても、山裾などを中心に景観保全上、重要な山林が多いことから、臨海部の埋立てや山林の開発等により、まちの新たな魅力を創出するためのまとまった土地を見出すことが難しい状況にあります。

このため、本市では、京都の未来を見据え、更なる経済の活性化や人口減少社会の克服など、京都の発展に向けてまちづくりを進めていくためには、市有地に限らず、国有地等の土地利用の可能性も追求することが重要であると考え、交通利便性の高い市街地にある国有地等について、魅力あるまちづくりに資する有効活用を実現しようと取組を進めています。

## (2) 新しい京都を発信するものづくり拠点「らくなん進都」のまちづくり

京都市では、京都市南部地域を「らくなん進都」と位置づけ、「新しい京都を発信するものづくり拠点」となるよう、「らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラム」（平成21年5月策定）等に基づき、企業集積の促進をはじめとしたまちづくりを推進しています。

工場や研究施設、事務所を建築する場合の容積率の割増しや、らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金、企業立地促進制度補助金といった取組により企業立地を促進してきた結果、企業の集積は着実に進展していますが、更なる企業集積のために活用できるまとまった土地が少ないという課題もあります。

### ■「らくなん進都」（右図のオレンジ色の地区）

京都市南部を南北に貫く幹線道路である油小路通沿道を中心とした、概ね北は十条通、南は宇治川、東は東高瀬川、西は国道1号に囲まれた、南北に細長い面積約607haの地区。



出典：らくなん進都タウンマップ（平成30年3月発行）

### (3) 活用案の策定

このため、京都市では、企業集積をより一層促進し、「らくなん進都」のまちづくりを加速させるために、京都拘置所及び京都運輸支局（※）（以下「両施設」といいます。）の敷地を活用したいと考えており、本市として望ましいと考える活用案を策定するものです。

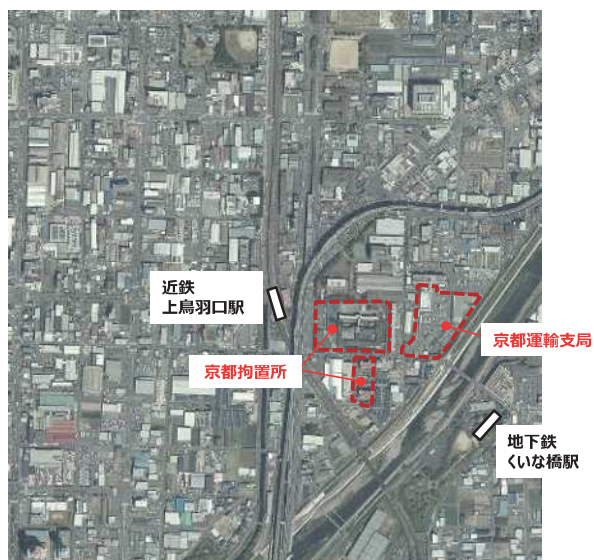
今後、本活用案を国に提案し、両施設の移転をはじめとする有効活用の検討を更に要望してまいります。

※ 京都拘置所は昭和 36 年に、京都運輸支局は昭和 38 年に、それぞれ現在地（伏見区竹田向代町）に移転されました。その後、50 年以上が経過するなかで、周辺の市街化が進むとともに、地下鉄烏丸線の京都駅から竹田駅間の延伸や京都高速道路（現在の第二京阪道路）の開通などにより交通利便性が格段に向上するなど、周辺環境は大きく変貌しています。また、京都駅との近接性や京都南部に集積するものづくり企業、近くに広がる水辺の風景など、企業立地に魅力的な条件を備えています。

敷地面積は、両者を合わせると約 4.6ha と広大で、都市部では確保し難い大変稀少な土地であることから、本市では、この土地の活用が、「らくなん進都」はもとより、京都全体の発展にも大きく寄与するものと考えており、国に対して、両施設の移転をはじめとした有効活用の検討について、継続的な要望活動を続けています。



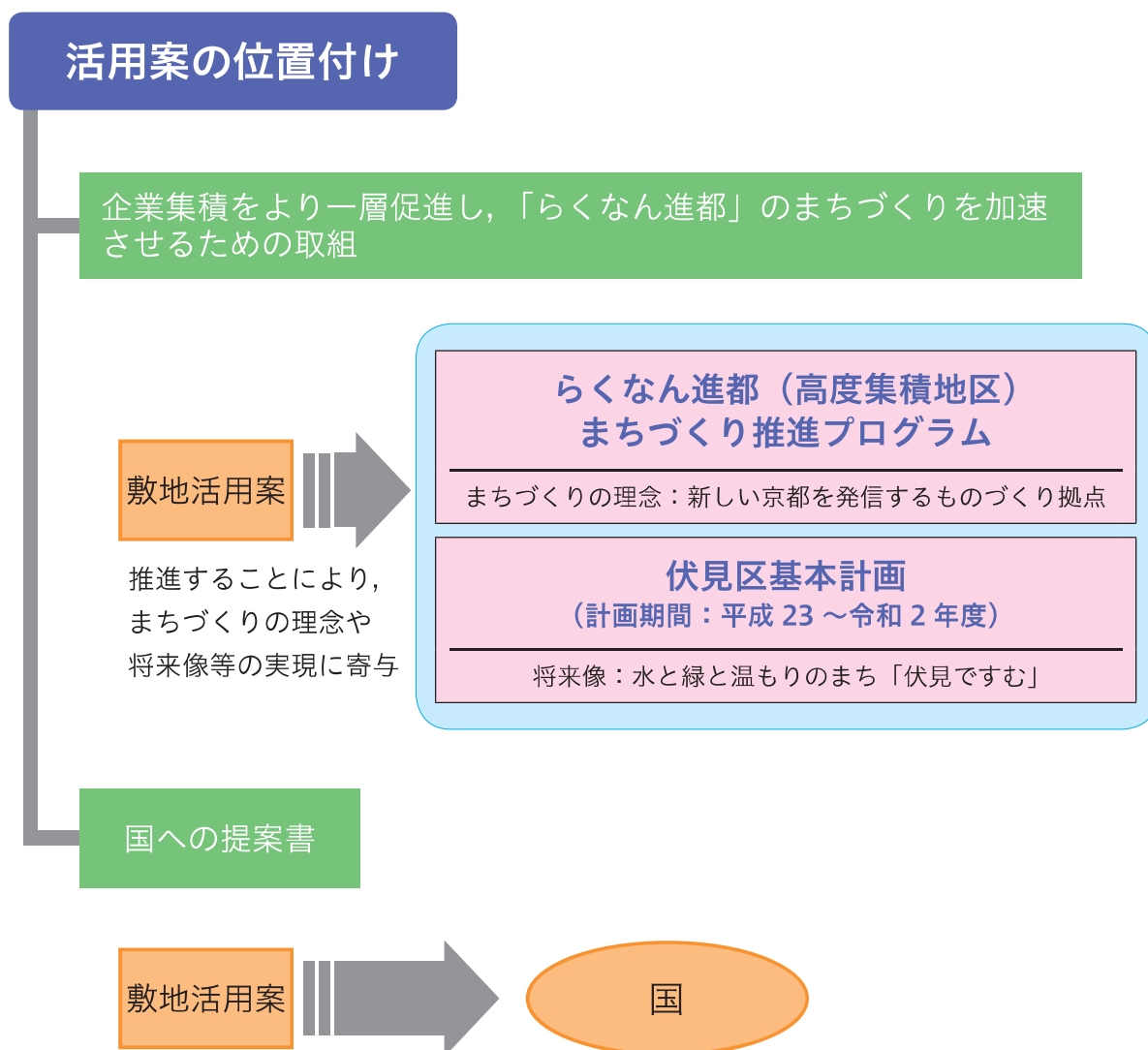
昭和 42 年当時  
出典：国土地理院



平成 30 年  
出典：NTT 空間情報 「GEOSPACE 航空写真」

## 2 活用案の位置付け

本活用案は、企業集積をより一層促進し、新しい京都を発信するものづくり拠点「らくなん進都」のまちづくりを加速させるための取組であるとともに、「らくなん進都」はもとより、京都・近畿の発展、さらには国策としての地方創生等を推進する観点から、両施設敷地の有効活用の検討を国に促すための提案書として位置付けます。



京都拘置所及び京都運輸支局の移転をはじめとした有効活用の検討を更に要望

### 3 両施設の概要

#### (1) 両施設の敷地面積や交通アクセス等

敷地面積は、京都拘置所が約 2.7ha、京都運輸支局が約 2ha と、いずれも都市部では確保し難い広大な土地です。

また、京都駅や地下鉄・近鉄の最寄り駅、さらに高速道路の出入口にも近く、交通利便性が非常に高い土地です。

	京都拘置所		京都運輸支局	
敷地面積	総面積 (職員宿舎を含む。)	26,574.43㎡	総面積	19,856.97㎡
最寄り駅	いずれの施設も、地下鉄くいな橋駅及び近鉄上鳥羽口駅から徒歩 5 分以内			
最寄りの高速道路の出入口	いずれの施設も、京都南 IC、上鳥羽 IC			
施設の設置時期等	昭和 36 年 現在地へ移転		昭和 38 年 現在地へ移転	
	平成 18 年 職員宿舎を現在地へ移転		平成 12～13 年 現在地にて建替工事	
主な法規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域：工業地域</li> <li>・建ぺい率：60%</li> <li>・容積率：400%（工場、研究施設又は事務所以外は 200%）</li> <li>・高度地区：無指定（高さ規制無し）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域：工業地域</li> <li>・建ぺい率：60%</li> <li>・容積率：400%（工場、研究施設又は事務所以外は 200%）</li> <li>・高度地区：無指定（高さ規制無し）</li> </ul>	
管轄省庁	法務省		国土交通省	

〈参考〉自動車利用による他の拠点への所要時間

拠 点	所要時間
京都市成長産業創造センター（ACT 京都） （京都市伏見区）	8 分
京都リサーチパーク、京都高度技術研究所（ASTEM） （京都市下京区）	15 分
桂イノベーションパーク（京大桂ベンチャープラザ等） （京都市西京区）	25 分
けいはんな学研都市（京都府精華町ほか）※	33 分
大阪都心部（大阪市役所）※	55 分
神戸都心部（神戸市役所）※	1 時間 10 分
名古屋都心部（名古屋市役所）※	1 時間 45 分
関西国際空港 ※	1 時間 25 分

所要時間は、京都拘置所敷地を起点に「NAVITIME」でルート検索。  
（※は高速道路を利用。平日午前 10 時出発。渋滞等の道路状況は考慮していない。）

## 4 らくなん進都のまちづくり

本市では、京都市南部地域を「らくなん進都」と位置づけ、「らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラム」(平成 21 年 5 月策定)及び「らくなん進都まちづくりの取組方針」(平成 26 年 9 月策定)に基づき、「新しい京都を発信するものづくり拠点」となるよう、企業集積を促進するとともに、まちなみや環境面にも配慮しながらまちづくりを進めています。

### (1) らくなん進都のまちづくり

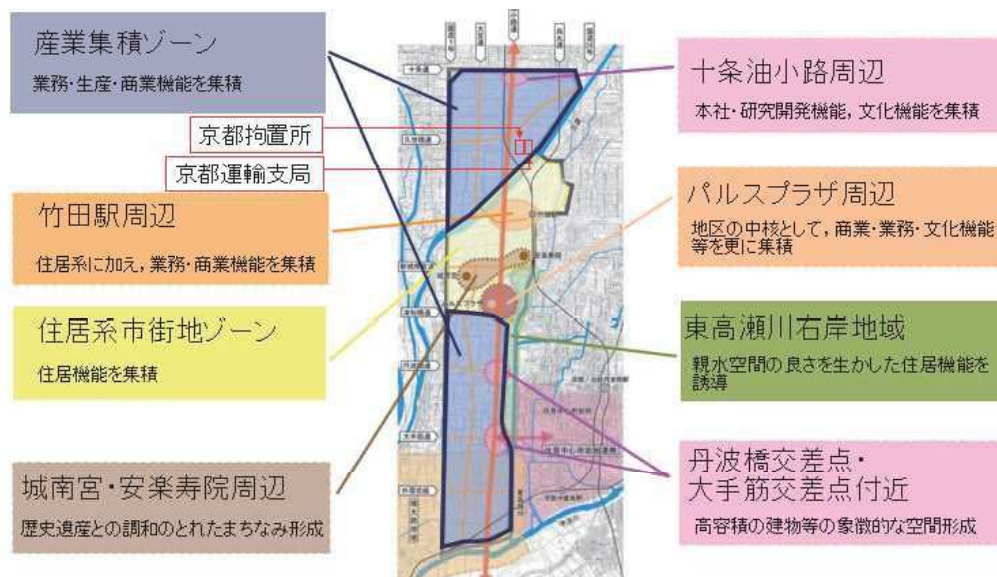
#### ① らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラム（平成 21 年 5 月策定）

まちづくりの理念	<b>新しい京都を発信するものづくり拠点</b>	<p>■ 京都市域 ▭ らくなん進都</p>
	<p>(1) 世界に開かれた活動の展開 広域交通網を介して世界とつながる産業振興拠点</p> <p>(2) 質の高い魅力的な都市環境の形成 都市型サービスの充実、良好なまちなみの形成、交通利便性の向上などによる、安全・快適で誇りの持てる魅力的な都市環境の形成</p> <p>(3) 創造性豊かな京都の新しい文化・ブランドの形成 地区の豊かな自然や歴史などの地域資源を生かし、持続的発展が可能な環境共生型の社会システムの構築を先導</p>	
将来像	<p>(1) 市民の足となる公共交通に支えられて、最先端のものづくり企業の本社・研究開発・生産機能が集積するまち</p> <p>(2) 文化の発信地としての京都にふさわしい優れたデザインの高層と中低層の建築物が互いに調和する都市景観のまち</p> <p>(3) 水と緑を大切にする環境共生型のまち</p>	

#### 〈らくなん進都の土地利用のイメージ図〉

「らくなん進都」は、本市の南区と伏見区にまたがる約 607ha と広大なエリアであるため、地域ごとの特性を踏まえながら、土地利用のイメージをゾーニングして、まちづくりを進めています。

両施設は「産業集積ゾーン」に位置しています。





## ② らくなん進都まちづくりの取組方針（平成 26 年 9 月策定）

「らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラム」に掲げるまちづくりの理念や将来像の実現に向けて、今後取り組むべき施策等を取りまとめ、「らくなん進都まちづくりの取組方針」を策定し、都市環境、企業集積、公共交通、まちづくり活動の4つの柱に基づく取組の連携・融合により、「らくなん進都」のまちづくりを推進しています。

### 【取組方針に掲げる4つの柱】

- **都市環境**  
環境への配慮等、新しい京都としてのまちなみの形成と魅力的な都市環境の創出
- **企業集積**  
産業競争力の高いものづくり企業の本社や研究開発機能の更なる集積の推進による京都の経済基盤の強化
- **公共交通**  
らくなん進都に活力や賑わいをもたらす、環境にもやさしい利便性の高い公共交通システムの構築
- **まちづくり活動**  
多様な主体の参画による活気や魅力に満ちたまちづくりの推進

## ③ 京都市持続可能な都市構築プラン（平成 31 年 3 月策定）におけるらくなん進都の将来像

本市が平成 31 年 3 月に策定した「京都市持続可能な都市構築プラン」(※)における『ものづくり産業集積エリア』の一つに「らくなん進都」を位置づけ、以下の将来像を目指したまちづくりを進めていくこととしています。

※ 地域ごとの特性を踏まえながら、人口減少をはじめとする様々な課題に対応し、将来にわたって暮らしやすく、魅力と活力のある持続可能な都市構造を目指すプランです。

### 「らくなん進都」の将来像

新しい京都を発信するものづくり拠点として、魅力的な都市環境が生み出され、国内外の最先端のものづくり産業をはじめとする企業の進出意欲が高まり、本社オフィスや生産、研究開発、物流施設等が集積している。

### 地域にとって重要な施設の例

- **ものづくり関連工場**
- **研究所、オフィス**
- **産業交流施設** …等



## (2) 企業集積を促進する制度の成果と課題

本市では、①「らくなん進都産業集積地区建築条例による容積率の割増し（工場，研究施設，事務所に限る。）や、②らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金，③企業立地促進制度補助金等の制度により，企業集積の促進をはじめとした「らくなん進都」のまちづくりを推進してきました（各制度の概要や実績は〈参考①〉を参照）。

その結果，平成 15 年度以降，新規雇用を生み出すものづくり企業の進出等が 40 件を数えるなど，ものづくりや研究機能の集積は着実に進展してきています（〈参考②〉を参照）。

しかしながら，更なる企業集積を促進するために活用できるまとまった土地が少ないという課題があり，本市は，企業集積をより一層促進するために両施設の敷地を活用したいと考えています。

### 〈参考①〉「らくなん進都」の企業集積促進の制度と実績

#### 都市再生特別措置法による制度活用

(概要①) らくなん進都の京都南部油小路通沿道地域（213ha）が都市再生緊急整備地域として指定されており，当該区域で，道路，公園等の整備を伴う都市再生事業を行う場合，既定の用途規制や容積率等にとらわれず，自由度の高い事業計画を定めることができるなど，都市計画上の特例措置が受けられます。また，開発面積等の要件を満たす都市再生事業は，金融支援や，事業用地取得・建築物の整備等に対する税制上の特例を受けられます。

(概要②) らくなん進都を立地適正化計画制度の都市機能誘導区域に指定しており，一定の要件を満たす「オフィス（事務所，研究所）」を整備する場合に，国の金融支援や税制優遇を受けられます。

※ いずれも国の認定が必要

#### らくなん進都産業集積地区建築条例

(概要) 工場，研究施設，事務所を誘導するため，これらを建築する場合の容積率を 400% に上乘せ

#### らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金

(概要) らくなん進都内に立地しようとする企業に対して，土地の売却，貸付け及び貸し事業所の新築，増改築を行う土地所有者（法人又は個人）に交付

(実績) 平成 20 年度に制度創設し，累計 29 件を指定（～平成 30 年度）

#### 企業立地促進制度補助金

(概要) 本社・工場・研究所等の立地に対して，建物，生産設備等に係る固定資産税・都市計画税相当額等を交付

(実績) 平成 14 年度に制度創設し，累計 161 社が制度を活用（～平成 30 年度）

うち，40 社の企業が制度を活用し，「らくなん進都」内に本社・工場等を新増設

### 〈参考②〉「らくなん進都」の製造業の状況（平成 28 年経済センサス）

製造業事業所数は 324， 従業者数は 1.2 万人

らくなん進都内にある全事業所のうち，**製造業の事業所が占める割合は 15.7%**で，「卸売業・小売業」に次いで **2 番目に高い**。

- ・らくなん進都で働く全従業者のうち，**製造業の従業者が占める割合は 27.8%**で**最も高い**。
- ・京都市全体の製造業従業者数（9.1 万人）の 13.5%
- ・平成 24 年⇒平成 28 年で **51% 増加!**

## 5 京都市南部地域及び両施設の敷地に対する事業者の皆様の評価

### (1) 京都市南部地域への評価

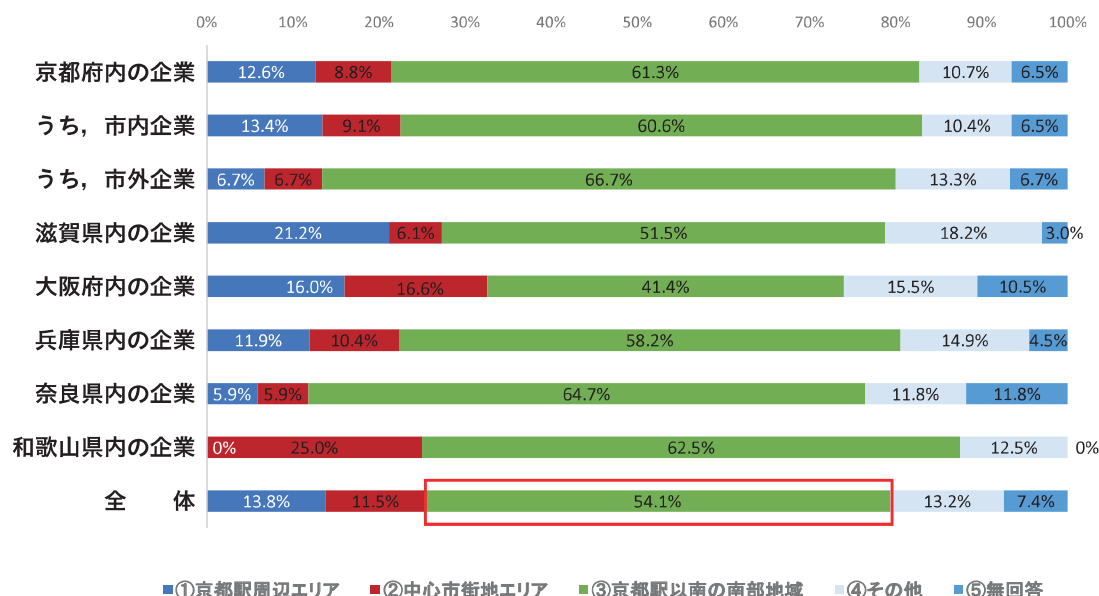
本市が平成 29 年度に実施した、両施設の敷地に対する事業者アンケート調査において、「京都市内に営業所や工場等の新たな拠点を整備する場合に魅力的なエリア」については（複数回答可）、「南部地域」と回答した企業は 307 社（54.1%）と半数を超えています。

「らくなん進都」を含めた京都市南部地域は、製造業の大手企業本社が集積すること等から、企業が魅力的なエリアとして捉えていることがうかがえます。

#### 〈京都拘置所敷地及び京都運輸支局敷地に係る事業者アンケート調査の概要〉

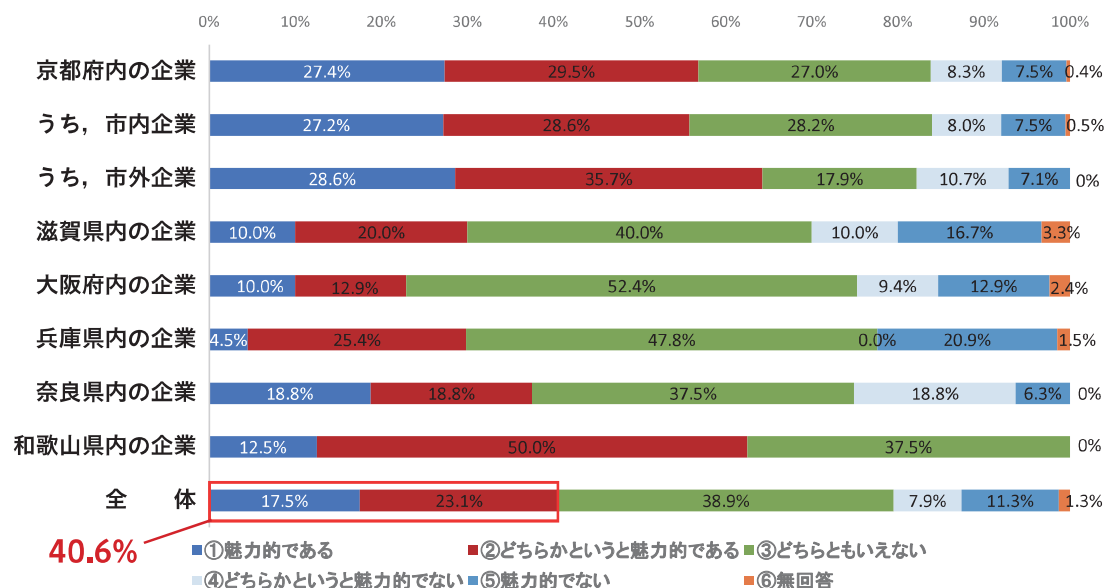
調査期間	平成 29 年 12 月 12 日～平成 30 年 1 月 15 日
調査対象	<p>以下に掲げる 5,000 社の企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「らくなん進都」内に本社が所在する企業（898 社）</li> <li>●「らくなん進都」外に本社が所在する企業（4,102 社）</li> </ul> <p>・近畿 2 府 4 県に本社が所在するものづくり企業（製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営む企業）のうち、直近の売上高上位の企業（3,802 社）</p> <p>・近畿 2 府 4 県に本社が所在する、①建設業（ゼネコン等）、②不動産業（ディベロッパー等）及び③小売業（商業施設、ホームセンター等）の企業のうち、各業種の直近の売上高上位 100 社の企業（300 社）</p>
回収状況	回答件数 532 社（回収率 10.6%）

京都市内に新たな拠点を整備する場合の魅力的なエリア



## (2) 両施設の敷地に対する産業用地としての評価

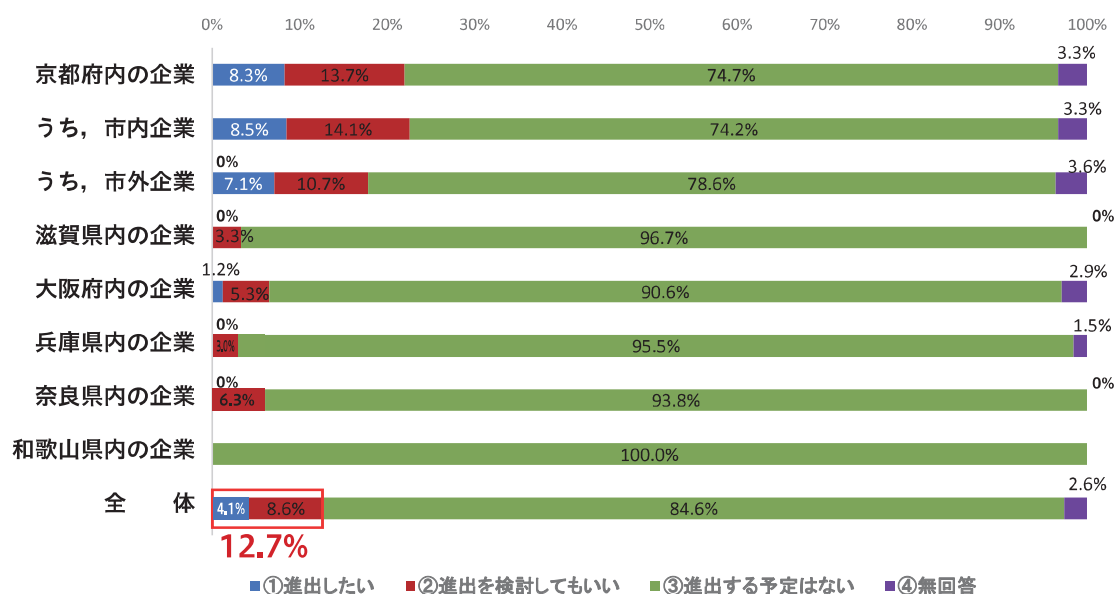
「両施設の敷地に対する産業用地としての評価」については、「魅力的である」又は「どちらかという魅力的である」が216社（40.6%）で、「魅力的でない」又は「どちらかという魅力的でない」（102社、19.2%）を大きく上回りました。



## (3) 両施設が移転した場合の敷地への進出希望

両施設が移転した場合の「敷地への進出希望」については、「進出したい」、「進出を検討してもいい」と進出に前向きな回答をした企業が68社（12.7%）あり、その内訳は、「らくなん進都」内の企業が36社で、それ以外の企業が32社でした。

「らくなん進都」外からの進出先としても、「らくなん進都」内での事業拡張先としても、両施設の敷地へのニーズがうかがわれます。



## 6 両施設敷地の可能性と活用の方向性

### (1) 両施設敷地の可能性

本市としては、企業集積を促進するために活用できるまとまった土地が少ない「らくなん進都」において、企業集積をより一層促進するために両施設の敷地を活用したいと考えています。

同時に、国有地の有効活用であるため、国にとっても意義をもたらす活用が望ましいと考えます。

#### ～敷地の可能性を考えるに当たっての背景と課題～

##### 国の産業政策動向

###### ① 「Society5.0」超スマート社会の実現

IoT、AI、ロボット、ビッグデータ等の技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることで、国民生活をより便利で豊かなものにするを指す。

⇒ 人口減少社会への対応や、SDGs、地方創生の推進へ

###### ② スタートアップ・エコシステム拠点都市の形成

産学公連携により、起業環境を集中的に整備

⇒ 令和6年までにスタートアップ企業数の倍増を目指す  
→本市も申請中

###### ③ 日本の国際競争力やプレゼンスの向上

##### 京都・らくなん進都の強み

- ① 京都には「Society5.0」の実現に必要なロボット、IoTに関する先端企業（電子、機械、センサー等）が集積
- ② 京都は38の大学が立地する大学のまち。先端産業をリードする創造的な人材を育成・輩出する大学も多数立地。京都大学をはじめとするAI等の研究拠点もある。
- ③ 「らくなん進都」には、産学公連携による研究開発拠点「京都市成長産業創造センター」(ACT 京都)が立地
- ④ 「らくなん進都」は、京都駅や他の拠点からのアクセスが非常に良好

##### らくなん進都の課題

- ① 企業集積は着実に進展しているが、更なる集積を促進するためのまとまった土地が少ない。
- ② 優れた立地特性を活かした広域連携や、「らくなん進都」としての情報発信力が弱く、地域ブランドイメージの認知度の向上が必要

#### ～両施設敷地の可能性～

両施設の敷地は、交通便利性の高い市街地にあり、京都・らくなん進都の強みを最大限に活かしながら活用することで、世界をリードする新たなイノベーションを創出する重要な拠点となり、京都産業の振興のみならず、我が国の産業振興にとっても、重要な意義をもたらす拠点となる可能性を秘めている。

## (2) 両施設敷地の活用の方向性

京都産業の振興のみならず，我が国の産業振興にとっても，重要な意義をもたらす活用の方向性と望ましい導入機能を設定します。

### 〈活用の方向性等に関する経済団体や事業者，学識者，地域の皆様の御意見〉

敷地活用の方向性や望ましい導入機能等について，経済団体や事業者等の皆様から御意見をいただきました。主な御意見を紹介します。

#### 〈活用の方向性・望ましい導入機能〉

- ・企業集積を高める観点からの用地活用を推進してほしい。
- ・企業育成をはじめ，ものづくり産業の成長やらくなん進都の発展に貢献する活用が望ましい。
- ・京都企業だけでなく海外企業から見ても魅力的な場所だと思われるので，グローバルな視点で有効活用を考えるべきである。
- ・京都大学をはじめとした大学の知と共同開発できる点は京都の強みである。そしてこの強みを最も活用できる場所がこの敷地にできれば，京都産業のみならず日本の産業にとって大きなメリットになりえる。
- ・国の研究機関の誘致など，立地優位性の感じられる機能誘致が望ましい。
- ・一事業者ではなく複数事業者による活用を図り，らくなん進都におけるオープン・イノベーション促進の核を創出すべきである。
- ・京都・らくなん進都の特性・魅力を活かし，研究開発型企業・高度人材を誘致すべきである。
- ・地域の安心安全に貢献する機能を引き続き維持してほしい。

#### 〈具体的な活用用途〉

- ・VIF（ベンチャー・インキュベーション・ファクトリー）
- ・工場向け区画（更地）
- ・インキュベーション施設
- ・レンタルラボ
- ・オフィス・業務施設
- ・健康増進施設
- ・物流施設
- ・社宅等住宅

こうした御意見を踏まえた活用の方向性・望ましい導入機能

#### ものづくり企業の事業拡大の受け皿となる機能

ものづくり企業の事業拡大の受け皿を提供し，らくなん進都内での企業の成長の加速を図る

#### 企業立地の決め手となる付加価値・魅力を創造する機能

国の研究機関や特色ある研究施設の誘致，働きやすい環境の充実等で企業立地の魅力を創造

#### らくなん進都のイメージを発信するシンボリックな企業の誘致

先端技術等を有するものづくり企業の集積を促進するシンボリックな企業誘致を図り，らくなん進都のまちづくりを牽引

#### 企業のイノベーションによる成長をサポートする機能

高い技術を有する多様な企業が交流を通じて新たなイノベーションを起こす産業交流機能や，スタートアップ企業を育成するインキュベーション施設の導入等により，企業の成長をサポート



## 8 活用案の実現に向けて

---

京都市では、京都の未来を見据え、更なる経済の活性化や人口減少社会の克服など、京都の発展に向けてまちづくりを進めていくためには、市有地に限らず、国有地等の土地利用の可能性も追求することが重要であると考え、交通利便性の高い市街地にある国有地等について、魅力あるまちづくりに資する有効活用を実現しようと取組を進めています（再掲）。

本活用案に掲げる「活用の方向性・導入機能」や「誘致候補施設」は、「らくなん進都」での企業集積をより一層促進し、まちづくりを加速させるために、現時点で導入することが望ましいと考えられる想定例です。今後、敷地の有効活用が具体化する時点で、新技術の開発状況や企業ニーズの変化などに応じて見直すことが望ましいと考えています。

また、広大な敷地に、多様な機能・施設を導入し、敷地のポテンシャルを最大限に活かすためには、民間の知恵と力を活かした有効活用が望ましいと考えており、さらに、両施設の管轄省庁や整備時期が異なることから、段階的な活用も視野に入れておく必要があると考えています。

そして、有効活用の実現に向けては、国はもとより、市民や事業者、とりわけ京都運輸支局周辺で土地や建物を所有されながら支局に関連する業務を遂行されている自動車関連団体の皆様の御理解をいただきながら進めていく必要があると考えています。

今後、こうしたことに留意しながら、本活用案を国に提示し、粘り強く要望するなど、有効活用の実現に向けた取組を進めてまいります。



## 〈参 考 資 料〉

# 1 検討経過

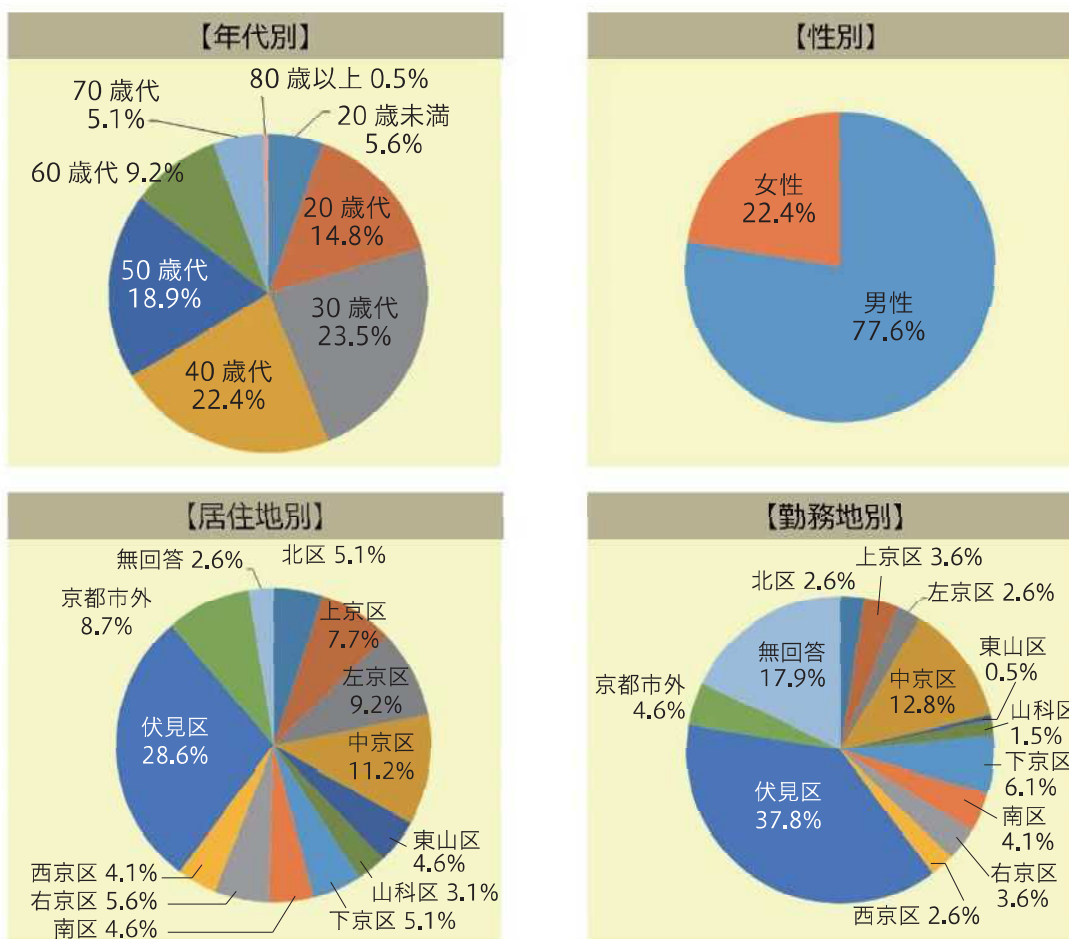
---

年 月	内 容
平成 29 年 12 月～ 30 年 1 月	両施設の敷地に対する事業者アンケート調査の実施
平成 30 年度	両施設の敷地活用の方向性や活用案（たたき台）等の検討
令和元年 10 月～ 11 月	活用案（たたき台）に対して、らくなん進都整備推進協議会や、京都商工会議所、京都経済同友会、京都府中小企業団体中央会、京都伏見工業会等の経済団体、学識者、地域の自治連合会等から御意見をいただきながら活用案（素案）を検討
令和元年 12 月～令和 2 年 1 月	活用案（素案）に対する市民意見募集（パブリックコメント）を実施
令和 2 年 3 月	活用案の策定

## 2 市民意見募集（パブリックコメント）の結果

本活用案の策定に当たり、京都市では、広く市民・事業者の皆様の御意見をお聞きするために市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

- 募集期間 令和元年12月20日（金）～令和2年1月30日（木）
- 周知方法 ホームページ掲載，市民しんぶん掲載（全市版，1月1日号），市民意見募集冊子の配布（市役所案内所，各区役所・支所，地下鉄各駅，京都商工会議所等の経済団体，市内産業支援機関等），らくなん進都整備推進協議会等での説明 等
- 募集結果 意見者数：196人 意見総数：299件



※ 表示単位未満を端数処理しているため，合計が100%とならない場合がある。

### ■御意見の内訳

区 分	件 数
1 活用案の策定の目的	105件
2 らくなん進都のまちづくりの状況	27件
3 両施設敷地の活用案（活用の方向性・導入機能・施設の展開例）	154件
4 その他	13件
合 計	299件

ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案  
～世界をリードする新たなイノベーションの創出拠点をめざして～

---

発行 京都市総合企画局プロジェクト推進室  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
TEL 075-222-3984 FAX 075-213-0443